

播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）の区域内に存する住宅の所有者等が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図るとともに、地震による住宅の倒壊から住民の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。
- (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (4) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。
- (5) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版及び2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（1996年版及び2011年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版及び2017年改訂版）による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
 - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
 - カ 上記アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (6) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。
- (7) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積りをいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。ただし、「簡易耐震改修工事費補助」においては、上部構造評点を0.7以上又はI_s値を0.3以上とするものをいう。

- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
- イ 屋根を軽量化する工事
- ウ 床面の剛性を高める工事
- エ 第13号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事
- オ 減築工事（減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
- カ 第16号に規定する附帯工事
- (9) 屋根軽量化工事 住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根をいう。以下同じ。）から重い屋根（桟瓦葺等をいう。以下同じ。）若しくは軽い屋根（スレート板、鉄板葺等鉄板葺等をいう。以下同じ。）又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、第16号に規定する附帯工事を含むものとする。
- (10) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第16号に規定する附帯工事を含むものとする。
 - ア 別表第2に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事
 - イ その他町長が別に定める工事
- (11) 建替工事 安全性が低いと診断された住宅を除却し、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅を新たに建築する工事をいう。
- (12) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 別表第2に掲げる装置に該当するものとして町長が認めるもの
 - イ その他町長が別に定める製品
- (13) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (14) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (15) 事業者グループ 兵庫県及び兵庫県内の市町と連携して耐震化に取り組むものとして、兵庫県の登録を受けた設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。
- (16) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
 - ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事
 - (ア) 建具の取替え工事
 - (イ) 配管又は配線の切替え工事
 - (ウ) 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
 - エ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事
 - オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事
 - カ 劣化の改善となる工事
- (17) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(18) 高齢者のみが居住する住宅 居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 町は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容及び補助金の額等に関しては、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助対象となる要件等)

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第1号に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者であること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 第3条の補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手するまでに補助金交付申請書（様式第1号）及び町長が別に定める添付書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。ただし、補助事業における消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）が、仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対して補助金を交付する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、補助金の対象となる仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した場合は、当該金額を超える部分の額）を速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けてその額を返還しなければならない。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある

ときは、通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。
(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業の中止又は廃止

- 2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該補助事業者には通知するものとする。
(交付決定額の変更)

第9条 補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)に変更が生じることが判明したときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)及び町長が別に定める添付書類を遅滞なく町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、当該補助事業者には通知するものとする。

- 3 第6条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。
(補助事業の遂行状況報告等)

第10条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

- 2 町長は、「住宅耐震改修工事費補助」、「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助」又は「シェルター型工事費補助」の交付決定を受けた補助事業者に対して、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、工事中に中間検査を実施する。
- 3 町長は、前項の中間検査を実施することとしたときは、中間検査実施通知書(様式第9号)により、補助事業者には通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第10号)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定通知日の属する町の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第11号)及び町長が別に定める添付書類を町長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対して、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施し

た場合について準用する。

- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 町長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第13号）により補助金を交付する。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 町長は、第13条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(全体設計の承認)

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定日等について、全体設計承認（変更）申請書（様式第15号）を町長に提出することができる。

- 2 町長は、全体設計承認（変更）申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、当該全体

設計を承認し、全体設計承認（変更）通知書（様式第16号）により全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

（設計の確認）

第19条 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の補助事業者は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第17号）及び町長が別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、補強設計の事前審査を希望する場合、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書及び町長が別に定める添付書類を町長に提出することができる。

（実績の公表）

第20条 町長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を兵庫県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（播磨町住宅耐震化補助金交付要綱の廃止）

2 播磨町住宅耐震化補助金交付要綱（平成27年要綱第7号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第5号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
(二)	第2条第5号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第5号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
(四)	第2条第5号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
(五)	第2条第5号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(六)	第2条第5号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2（第2条関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第3（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修計画策定費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2

	未満のもの)を含む。)又はその他共同住宅のうち、次のいずれかに該当する住宅を所有する者 (1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 町税を滞納していない者 3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅。以下同じ。)の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費(ただし、その他共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。)	
補助率	2/3	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、3.3万円を限度とする。
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、4万円/戸を限度とする。
その他の事項	1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民(個人) 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2

	未満のもの)を含む。)又はその他共同住宅のうち、次のいずれかに該当する住宅(当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。)」)、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」を除く。)の補助金を受けた住宅を除く。))を所有する者 (1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 町税を滞納していない者 3 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 4 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第4項に定める住宅でマンションを除く。以下同じ。)の耐震改修工事に要する経費(ただし、戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。)	
補助率	4/5	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、過去に「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。)」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	その他共同住宅	実際の耐震改修工事に要する費用(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に補助率を乗じた額又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)
その他の事項	1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	

	3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。
--	--

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
	次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人） 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた住宅を除く。）を所有する者 （1）耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの （2）平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 町税を滞納していない者 3 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者 4 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第4項に定める住宅。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。）
補助率	住宅耐震改修計画策定費 2／3 住宅耐震改修工事費 4／5
補助金の額	補助事業の対象となる耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費に2／3を乗じた額又は20万円のいずれか低い額及び耐震改修工事に要する経費に4／5を乗じた額又は100万円のいずれか低い額を合計した額（千円未満の端数切捨て）。ただし、過去に「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易

	な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
その他の事項	- 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 - 事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人） - 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 - 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 値が0.3未満のもの - 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの - 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの - 町税を滞納していない者 - 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 - 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者の第1項及び第4項に定める戸建住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助率	4／5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は50万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の

	端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s 値が0.3以上であることが確認できた場合にあっては、3.3万円（定額）とする。
その他の事項	1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上であることが確認できること。 2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業の 対象となる 者	部分型耐震化補助													
	屋根軽量化工事費補助													
	次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人） 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 （1）耐震診断の結果、耐震基準に満たないもののうち、下表の区分の応じた上部構造評点以上1.0未満のもの （2）平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、下表の区分の応じた上部構造評点以上1.0未満のもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、下表の区分の応じた上部構造評点以上1.0未満のもの <table><tr><th colspan="2">屋根の仕様</th><th rowspan="2">上部構造評点</th></tr><tr><th>改修前</th><th>改修後</th></tr><tr><td>非常に重い屋根</td><td>軽い屋根</td><td>0.4</td></tr><tr><td>重い屋根</td><td>軽い屋根</td><td>0.5</td></tr><tr><td>非常に重い屋根</td><td>重い屋根</td><td>0.5</td></tr></table> 2 町税を滞納していない者 3 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 4 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者	屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根
屋根の仕様		上部構造評点												
改修前	改修後													
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4												
重い屋根	軽い屋根	0.5												
非常に重い屋根	重い屋根	0.5												

補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者の第1項及び第4項に定める戸建住宅の所有者が実施する第1項の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る）に要する経費
補助率	定額
補助金の額	50万円
その他の事項	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	シェルター型工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人） 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 （1）耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの （2）平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 町税を滞納していない者 3 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者 4 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者の第1項及び第4項に定める戸建住宅の所有者が実施するシェルの設置工事（総額が50万円以上のものに限る）に要する経費
補助率	定額
補助金の額	50万円。ただし、高齢者のみが居住する住宅に設置する場合にあつては、補助事業の対象となる経費と100万円でいずれか低い額とする。

その他の事項	—
--------	---

補助事業の対象となる者	建替工事費補助
	以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人） 1 除却する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた住宅を除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者 2 新たに建築する住宅の所有者 3 町税を滞納していない者 4 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が、第1項の住宅（除却する住宅）を第2項の住宅（新たな住宅）に同一敷地内で建て替える工事（総額が100万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。 1 次の全ての要件を満たす住宅 （1） 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。） （2） 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの （3） 次のいずれかに該当する住宅 - ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの - イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの - ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 以下の全ての要件を満たす住宅 （1） 所有者が自己の居住の用に供するもの （2） 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入する

	もの (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。
補助率	4／5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	－

補助事業の対象となる者	防災ベッド等設置助成
	補助事業の対象となる住宅の居住者で以下の全ての要件を満たす者（個人） 1 町税を滞納していない者 2 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が10万円以上のものに限る。）に要する経費 【補助事業の対象となる住宅】 次の全ての要件を満たす住宅 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた住宅を除く。） （1）耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの （2）平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）

補助率	定額
補助金の額	10万円
その他の事項	—